

「金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は 私募の取扱いに関する規則」等の制定等について

I 制定等の目的

令和2年6月、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、公布され、新たに複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供することができる「金融サービス仲介業」が創設されるとともに、「金融商品の販売等に関する法律」が「金融サービスの提供に関する法律」（以下「金サ法」という。）に改称された。

今般、正会員が金融サービス仲介業者を通じて受益証券の募集または私募の取扱いを行うにあたり、正会員における有価証券市場に対する責任及び金融商品取引法その他の法令諸規則等を遵守する責任を果たすため、「金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則」の制定その他所要の整備を図ることとする。

II 主な制定等の内容

(1)金融サービス仲介業者を通じた受益証券の募集又は私募の取扱いに関する規則（新設）

正会員が金融サービス仲介業者を通じて受益証券の募集又は私募を行うにあたり遵守すべき事項等を定める。

(2)外務員の登録等に関する規則（改正）

外務員に係る登録申請書の記載事項について、金融サービス仲介業者における職務経歴等を追加する。また、外務員登録を受ける場合の登録拒否要件について、当該登録を受ける者が金サ法上の登録取消処分を受けている場合及び金サ法上の外務員として登録を受けている場合を追加する。

（第9条及び第12条）

III 施行の時期

令和4年1月20日から実施する。

以 上